

フード特区第1・第2期計画の評価及び計画終了後の北海道における食関連産業の目指す方向性に関する調査事業委託業務 企画提案指示書

1 委託事業名

2020年度 フード特区第1・第2期計画の評価及び計画終了後の北海道における食関連産業の目指す方向性に関する調査事業委託業務

2 業務の目的

北海道フード・コンプレックス総合特別区域（以下、「フード特区」という。）では、北海道を、EU・北米経済圏と同規模の成長が見込まれる東アジアにおいて、オランダのフードバレーに匹敵する食の研究開発・輸出拠点とするため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、北海道の優位性のある農水産物の安全性・品質をさらに高める生産体制を強化し、国内外の市場ニーズ等に対応した商品開発及び供給体制の確立を図り、食の生産拡大と高付加価値化を実現するべく事業を実施してきた。

具体的には、特区事業の推進により、①食の安全性・有用性に係る評価体制と製品化支援機能を核とする研究開発拠点の形成と企業集積、②海外市場調査や販売チャネルの開拓などの輸出拡大に向けた体制の強化、③3地域における1次・2次・3次の全ての産業間ならびに地域間の連携と協働の推進を重要な視点とする研究開発を基盤とした“需要創造につながる食のバリューチェーン”の実現に係る取組を行ってきた。

フード特区においては、2012年度から2016年度の第1期、2017年度から2021年度の第2期にわたりこれらの取組を実施してきたところであるが、現行の特区計画が終了する2021年度を展望し、フード特区の成果及び北海道の食関連産業の持続的発展に向けて、今後行うべき取組の方向性を示す。

3 委託業務の内容

フード特区の成果及び北海道の食関連産業の持続的発展に向けて、今後行うべき取組の方向性を示すため、次の業務を実施する。

また、業務の実施にあたっては、関係機関や企業等へのヒアリング調査を適宜実施する。

(1) フード特区の成果についての評価

ア 目的に対する評価

- ・研究開発拠点、輸出拠点に対する評価等

イ フード特区の実績評価

- ・目標の達成状況に関する評価（新型コロナウイルスの影響を含む）
- ・優遇制度の活用とその効果・影響
- ・フード特区の活動実績に対する評価

ウ フード特区の総合評価（内閣府）等の分析

- ・特区の目標に対する評価
- ・他の国際戦略総合特区の成果例との比較
- ・関係機関及び企業等からの評価

(2) 北海道及びフード特区エリア内における食関連産業の現状・課題・問題点（新型コロナウイルス禍の影響、規制・制度を含む）の調査

ア 一次産業（農業・水産業）の現状・課題等

イ 研究開発、高付加価値化に向けた取組の現状・課題等

ウ 食品製造業の現状・課題等

エ 販路拡大（輸出）の現状・課題等（輸出が増えない要因等）

(3) 実施報告書の作成

上記(1)及び(2)について調査等結果を取りまとめた報告書を作成すること。

なお、報告書は、紙媒体(A4判)15部及び電子媒体(CD-RまたはDVD-R)一式を提出するものとする。

(4) その他

本事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス等の感染症や大規模自然災害の発生など突発的な事態や日々変化する状況に柔軟に対処できるよう、委託者と連絡を密にしながら臨機応変に対応すること。

4 委託期間

契約締結の日から2021年3月15日(月)

5 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)、単独法人(参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む)又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有し、月2回程度委託者である一般社団法人北海道食産業総合振興機構との協議に業務担当者が参加できる体制を持つ法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

6 公募型プロポーザルに関する事務を担当する組織

- (1) 名称 一般社団法人北海道食産業総合振興機構 (担当：企画総務部 吉田、久安)
- (2) 所在地 〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌 MN ビル8階
- (3) 電話番号 011-200-7000
F A X 011-200-7005

7 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- (1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出すること。
 - ア 提出期限
2020年11月18日(水)17:00(必着)
 - イ 提出方法
持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)
 - ウ 提出場所
6に同じ
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

8 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限
2020年11月26日(木)17:00(必着)
- (2) 提出方法
持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)
- (3) 提出場所
6に同じ

9 無効となる提案

公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

10 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

11 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途一般社団法人北海道食産業総合振興機構の契約規程により契約手続を行う。

12 予算上限額

3,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

13 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否
必要

(3) プロポーザル審査会

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

また、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

(4) その他の留意事項

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

ウ プロポーザル審査会に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

エ 審査結果及び特定者名は公表する。

オ 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）により行うものとする。

カ 詳細は、企画提案説明書等による。